



全建では、昨年9月に「働き方改革行動憲章」を策定し、本年3月には、この行動憲章を、より一層具体化する「今後の働き方改革の取組について」を機関決定し、本年4月から取り組んでいます。

地域建設業は、良質なインフラ整備や維持管理をとおして、地域の生活環境向上や活性化を図る上で不可欠な存在です。また、地域の雇用を支え、自然災害等の発生時には、地域の安心・安全を守る応災活動を重要な使命としています。

少子高齢化が進む中、地域建設業が将来に亘って、こうした社会的責務を果たしていくためには、長時間労働の是正や週休2日制の実現などの働き方改革を一層進め、担い手確保・育成することが必要不可欠です。

各都道府県建設業協会・会員企業とともに、団体として統一的・具体的に働き方改革への取組をさらに大きく前進させるために、次の5項目の活動を展開しています。

休日の確保

『休日 月1+ (ツキイチプラス)』

会員企業が、平成30年度以降、建設業への長時間労働の罰則規定の適用を待つことなく、4週8休を確保することを最終目標として、毎月プラス1日の休日確保を努力目標とする。

最終目標とする4週8休が確保された企業においては、自ら「4週8休実現企業」として宣言し、当該企業の魅力発信に繋げる。
※災害復旧・除雪等の緊急現場を除く。

社会保険加入対策

社会保険加入会社に限定

平成30年度以降、民間工事を含め、工事の種別に関係なく、会員各企業が直接契約を取り交わす下請企業について、社会保険(雇用・健康・厚生年金保険)加入企業に限定する取組を行う。

※適用除外とされている事業所(健康・厚生年金保険については、個人事業主で従業員が5人未満の事業所)を除く。

労務費単価改定を受けた措置

『単価引上げ分アップ宣言』

平成30年3月から適用される公共工事設計労務単価で受注した工事案件について、労務単価改定分を、会員各企業が直接契約を取り交わす下請契約において、きちんと反映させるよう、対外的に「単価引上げ分アップ宣言」を行うとともに、会員各企業にその取組を徹底することを要請する。

生産性向上への取組

人材育成

生産性の向上や人材育成面で、会員企業が活用できる支援策を整理・提供することや、ICT機械を使いこなす人材の育成が特に重要であることから、都道府県建設業協会及び支部等において、さまざまな形での研修機会の提供が可能となるよう、各都道府県建設業協会や会員企業を応援する取組を推進する。

働き方改革の推進に向けた環境整備の加速

会員企業の意見要望把握 関係機関等への働きかけ

働き方改革の取組は、業界内の努力だけでは解決できない要因も多いことから、これまでもその改善を政府に求めてきたが、これまでの要望事項と併せ国土交通省から提示された「建設業働き方改革加速化プログラム」の施策パッケージにおける運用上の課題等についても、会員企業の意見要望を把握し、それらの早期実現に向けて関係機関等に働きかけていく。